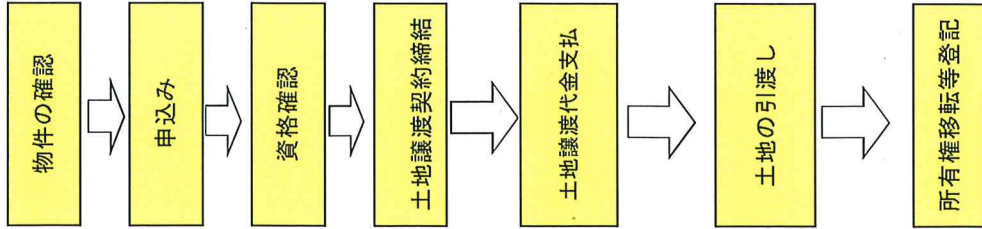


キューン入野宅地分譲申込みのご案内

お申込みから土地引渡しまで

○お申込みから土地引き渡しまでは、次のとおりです。



■ お申込み前には必ず現地でお申し込みの物件をよくご確認ください。

■ お申込みに必要な書類等

購入申込み書
 区画ごとに申込み受付を行っております。
 区画番号をご指定のうえ、お申込みください。

■ 必要書類等

- 1 運転免許証等 (本人確認をさせていただきます。)
運転免許証等をコピーさせていただきます。
- 2 契約保証金10万円 (キャンセルの場合はお返ししません。)
- 3 印鑑証明書 1通
- 4 印鑑 (実印) 1枚
- 5 収入印紙 1枚
土地譲渡代金が100万円超500万円以下は 1,000円
土地譲渡代金が500万円超1,000万円以下は 5,000円

■ 第1回払込み (譲渡契約締結後 1か月以内)
 (譲渡代金-10万円) × 20%

■ 第2回払込み (第1回払込み後 2か月以内)
 (譲渡代金 - 契約保証金10万円) × 80% + 預託金※ (20万円)
 預託金※ (20万円) = 概算所有権移転費用 + 公租公課 + CATV加入金
 ※預託金は購入土地価格等により変動します。

土地代金の払込み完了と同時に土地の引渡しを行います。

■ 住宅の建設義務

土地の引渡しと同時に所有権移転と買戻特約の登記を行います。
 (印鑑証明書・住民票が1通づつ必要となります。)
 土地の引渡しを受けてから、5年以内に自己の居住の用に供する
 住宅を建設していただきます。

分譲の条件

- 禁止事項
 宅地は自らの居住の用途以外に供することはできません。
- 承認・承諾事項
 宅地の引渡しを受けてから5年間は宅地に関し、所有権・地上権・質権・抵当権・使用貸借による権利または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転しようとするときは、事前に会社の承認が必要でです。
- 宅地の買戻し
 宅地の引渡しをうけて5年間に次の事項に該当するときは、買戻すことができますのでご注意ください。
 1 契約時に定める禁止事項及び承認・承諾事項に違反したとき。
 2 譲渡契約に違反したとき。
 3 資格を偽るなど不正行為により譲渡契約を締結したとき。
- 登記費用等について
 宅地の所有権移転登記費用等は概算20万円を預託金※として第2回支払の時に納入していただきます。手続き完了後精算します。
- 水道施設加入分損金
 広島県水道広域連合企業団 東広島事務所 維持課 (TEL 082-421-3665) にお問い合わせください。
- テレビ受信
 団地内のCATV (カモンケーンブルテレビ) へご加入いただけます。
 株式会社東広島ケーブルメディア (TEL 082-424-8800) へお問い合わせください。(加入金55,000円は預託金に含まれます。)
- インターネット
 団地内のインターネット環境は、カモンケーンブルテレビの光インターネットがあります。インターネットのご加入等につきましては株式会社東広島ケーブルメディアにお問い合わせください。
- 資格確認及び契約の締結に関し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号)」に準じて本人確認を行いますので、契約名義人又は契約のために来所される方の運転免許証、健康保険被保険者証その他「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 (平成20年内閣府ほか省令第1号)」に定める本人確認書類を提出等していただきます。
 (これにより取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。)
 ◎申込及び契約手続きに際し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) に基づき、申込者及び居住予定者が反社会的勢力等である場合には、お申込みの資格がないものとします。
 また、土地譲渡契約において反社会的勢力等でないことを確認していただきます。
- その他
 引渡し後も引き続き住宅周辺で住宅等の建築工事等があり、工事車輛の通行及び工事騒音等が予想されますので、あらかじめご了承ください。

お申し込み・お問い合わせ先

〒730-0051 広島市中区大手町二丁目11番15号
 広島県住宅供給公社 住宅部事業推進分譲販売促進担当
 TEL 082 - 248 - 2301 FAX 082 - 243 - 6721
 〒739-2209 東広島市入野中山台三丁目9番1号
 広島県住宅供給公社 入野販売センター
 TEL 082 - 437 - 2085 FAX 082 - 437 - 2086